

ごみの焼却は原則禁止

一般の人が「ごみ(廃棄物)」を焼却する行為は法律で原則禁止されています。しかし、下記に示す焼却行為は例外として認められていますので、2～5の屋外焼却行為に限り一般の人でも焼却できる場合があります。

【例外として認められている行為】

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
→ (管理者が行う伐採した草木の焼却など)
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
→ (災害等の応急対策、火災予防訓練など)
3. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
→ («どんど焼き」などの地域の行事における門松やしめ縄等の焼却など)
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
→ (害虫駆除、農地活性化を目的とした稲わらの焼却、田畑の畦草の焼却など)
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
→ (たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材等の焼却など)
※「軽微なもの」とは煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

【注意事項】

- ① タイヤ・ビニール・プラスチック類はいかなる場合においても焼却してはいけません。
- ② 上記の例外に当てはまる場合でも、煙、臭いなどにより、周辺に生活環境上の支障を与え、苦情等がある場合には迷惑行為として指導の対象になります。
- ③ 廃棄物処理法に違反した場合は、
 - ・個人に対しては、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科
 - ・法人等に対しては、5年以下の懲役若しくは3億円以下の罰金又はこの併科といった厳しい罰則が設けられています(未遂行為についても同様)。
- ④ 火災と間違われぬよう、事前に芦北消防署に対し届出しなければならない場合があります。詳しくは、消防署へご相談ください。
なお、消防署への焼却行為の届出制度は、火災予防の観点から設けられたものであり、届出によって屋外焼却が合法化されるものではありません。
- ⑤ 植林の為に行う焼却の場合は「芦北町火入れに関する条例」が適用されますので、芦北町役場農林水産課へご相談ください。

【樹木の剪定くずを芦北町清掃センターへ持ち込む場合(無料)】

- ①長さ1m以下に切断
- ②直径30cm程度に紐で結束
- ③枝1本の太さは5cm以下

※詳しくは、芦北町清掃センター(0966-86-0277)へお尋ねください。